

## Ⅸ 教育職員免許状取得について

学部の間に必要な科目を修得し、教育職員免許状の取得ができます。具体的なことは「教職課程への招待（教育職員免許状取得ガイド）【教職課程ブックレット①】」を参照してください。ガイドは保健学事務室教務係にて配付しています。

また、年度の当初（4月）にガイダンスを行っていますので、必ず参加してください。免許状の取得について詳しいことが知りたい場合には、保健学事務室教務係又は学生部学務係（吹田キャンパス本部事務機構内）に問い合わせてください。教職課程に関する連絡事項は、KOAN掲示板で行いますので注意しておいてください。

### 1. 取得可能免許について

医学部保健学科では、指定された科目を修得することにより「養護教諭一種免許状」（保健室の先生）の取得ができます。

### 2. 履修上の注意事項

- (1) なるべく「教職課程への招待（教育職員免許状取得ガイド）」に書かれたスケジュールに沿って科目の履修をしてください。
- (2) 「教職に関する科目」は全学教育推進機構の共通教育系科目として開講されます。開講スケジュールや履修方法などは全学共通教育系科目に沿って行ってください。
- (3) 一部の「教職に関する科目」は吹田キャンパスでは開講されませんので注意してください。
- (4) 他の学部・学科で科目を履修し教育職員免許状取得を希望する場合には当該学部の教務係で取得希望教科の「教職課程の教科に関する科目表」を受け取り他学部の学生が授業を履修しても良いか確認してください。

### 3. 教育・養護実習について

- (1) 「教職課程への招待（教育職員免許状取得ガイド）」に沿って原則的には出身校に依頼してください。ただし、出身校の全てで希望者が多い等の理由で断られた場合や実習生を受け入れていないような場合には、学務課学務係に相談してください。学校が実習生として受け入れる人数には制限がありますので、なるべく早めにコンタクトを取って「内諾」を得ておいてください。
- (2) 実習を何らかの事情で辞退する場合には、速やかに実習予定校に辞退することを伝え、迷惑をおかけしたことを謝罪することが必要です。実習は学校のご厚意によって受け入れていただいていることを忘れてはいけません。また、速やかに学務課学務係に伝え「辞退願」を提出してください。「教育（養護）実習内諾依頼状交付願」を提出した後は、実習に行く意志があると考えていますので、例え実習予定校とコンタクトを取っていない場合でも実習を取りやめる場合には学務課学務係に連絡してください。
- (3) 教育（養護）実習が臨地実習と日程的に重なる可能性があります。教育職員免許状取得を希望する学生は、臨地実習のグループ分けの際に教育（養護）実習に行く予定があることを臨地実習担当教員に伝えてください。

(4) 大学で行う教育（養護）実習に係る事前及び事後指導は、実習の一環として実施しますので掲示等に注意して必ず出席してください。欠席した場合や、遅刻、早退をした場合には単位が与えられません。

#### 4. その他

他の短大・大学で単位を既に修得しており、その学校で教職職員免許を取得できる場合には、修得済みの単位を免許取得用の単位として認められる可能性があります。卒業した学校に問い合わせることで教職免許用の「単位修得証明書」を発行してもらい保健学事務室教務係に相談してください。